

回 覧

令和2年3月13日

下島自治会員各位

下島自治会長 大山 鶴彦

2019年度下島自治会総会議決の取り扱いについて

初春の候 皆様におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろは、自治会活動にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年3月1日付で「2019年度下島自治会総会集会開催取り止め等のお知らせ」をしたところですが、議案の議決方法につきまして、次のとおり取り決めにいたしました。今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、特別な取り決めであることを各自治会員の皆様には、ご理解ご了承をいただきたくお願い申し上げます。

- 1 議 決 の 方 法 … 書面決議とします。
- 2 議 決 行 使 権 … 現年度組長とします。
- 3 議 決 権 の 委 任 … 現年度組長以外の自治会員は、議決権について、現年度組長に委任したものとします。
- 4 総会出席の取扱 … 議決権行使書の提出を持って出席とみなします。
- 5 議 案 の 採 決 … 提出された有効な議決権行使書の2分の1以上の賛成を持って議決されたものとみまします。
- 5 意見書等の提出 … 回覧された総会議案について意見等がある場合は、2020年3月20日(金)までに書面にて現組長へ提出してください。(書面の様式は任意)
後日、自治会より回答いたします。意見等及び回答はすべて原則公開といたします。